

日本英語教育史学会賞規程

(目的及び名称)

第1条 日本英語教育史学会は、日本英語教育史研究の発展に資するために、「日本英語教育史学会賞」(以下「学会賞」という。)を設け、優れた研究業績を発表した会員を表彰する。

(審査の対象)

第2条 審査の対象となる業績は、『日本英語教育史研究』に掲載決定済みの論文とする。

(被推薦資格)

第3条 学会賞の被推薦者は、当該の『日本英語教育史研究』が刊行される前年度末日の時点で、45歳以下の学会員であり、それまでの会費を納入済みであることとする。ただし学生・大学院生の場合は年齢を問わない。

なお、当該論文が共著の場合には、被推薦者は筆頭著者とする。

(選考)

第4条 学会賞の授与候補者の選考は、正副会長及び論文審査委員会が行う。被審査論文は、次の観点から審査される。

- (a) 論述の展開
- (b) 研究の方法・技術
- (c) 独創性
- (d) 日本英語教育史研究への寄与

なお、該当論文がない場合は、その年度の授与は行わない。

(学会賞の贈呈)

第5条 学会賞の授与は総会において行い、賞状ならびに副賞を贈呈する。また、その経過を公表する。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は理事会の議決を経て総会の承認を得るものとする。

付 則 本規定は2008年5月18日から施行する。

日本英語教育史学会 著作賞規程

(目的及び名称)

第1条 日本英語教育史学会は、日本英語教育史研究の発展に資するために、「日本英語教育史学会著作賞」(以下「著作賞」という。)を設け、優れた研究業績を発表した会員を表彰する。

(審査の対象)

第2条 審査の対象となる業績は、日本英語教育史に関する書籍(単著・共著。編著を含む。以下同じ。)で、表彰年度の前年10月末日までに刊行され、刊行後2年以上経過していないものとする。

(受賞資格)

第3条 著作賞の受賞者は、審査対象となる書籍の著者(編著者を含む)とし、年齢は問わない。

(選考)

第4条 著作賞の選考は、当該書籍の日本英語教育史研究への寄与の観点から、著作賞選考委員会が行う。著作賞選考委員会は、正副会長及び論文審査委員長によって構成される。選考に際し、顧問、名誉会長に助言を求める場合がある。

なお、該当書籍がない場合は、その年度の授与は行わない。

(著作賞の授与)

第5条 著作賞の授与は総会において行い、賞状ならびに副賞を贈呈する。また、選考過程を公表する。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は理事会の議決を経て、総会において報告する。

付 則 本規程は2019年1月12日の理事会において議決し、同日から施行する。

日本英語教育史学会 全国大会研究発表規程

1. 発表資格は日本英語教育史学会会員とし、当該年度までの会費を完納していることとする。
2. 発表内容は、日本英語教育史の研究に資するもので、未発表であることが求められる。
3. 発表時間は、質疑応答5分を含んで25分とする。
4. 全国大会での研究発表希望者は、(1) タイトル、(2) 発表要旨(1,000字程度)、(3) 使用予定機器の有無を、大会要項に定める期日までに全国大会担当理事に申し出ることにする。
5. 発表者は、発表資料60部を各自で用意するものとする。
6. その他必要な事項は、理事会で決定する。

付則 本規程は2014年5月17日に制定し同日より施行する。

日本英語教育史学会 研究例会発表規程

1. 発表資格は、日本英語教育史学会に入会后1年を経過した会員とし、当該年度までの会費を完納していることとする。ただし、理事会の承認がある場合はこの限りではない。
2. 発表内容は、日本英語教育史の研究に資するもので、未発表であることが求められる。
3. 発表時間は、原則として質疑応答20分を含んで70分とする。
4. 研究例会での発表希望者は、(1) 発表希望月、(2) タイトル、(3) 発表概要(100～200字程度)、(4) 使用予定機器の有無を、発表希望の3ヶ月前の10日(例：3月発表希望であれば12月10日)までに研究例会担当理事に申し出ることとする。なお、発表者の調整を理事会で行う場合がある。
5. 発表者は、発表資料40部を各自で用意するものとする。
6. その他必要な事項は、理事会で決定する。

付則 本規程は2014年5月17日に制定し同日より施行する。

2017年5月20日 一部改正。

日本英語教育史学会 大会発表賞規程

(目的及び名称)

第1条 日本英語教育史学会は、日本英語教育史研究の活性化と研究者の育成に寄与することを目的として、「日本英語教育史学会全国大会発表賞」(以下、大会発表賞)を設け、全国大会において優れた発表をした会員を表彰する。

(審査の対象)

第2条 全国大会開催時点で会費を納入済みであれば、審査対象者の年齢や研究歴は問わないが、大会参加申込書の所定の欄に必要事項を記入し、審査を希望した者とする。

(選考)

第3条 大会発表賞の選考は、正副会長及び理事のうち審査希望者全員の発表を聞いた者からなる大会発表賞選考委員会が行う。

発表は次の観点から審査される。

- (a) 研究主題の設定や考察は妥当か
- (b) 主張や提案は独創的か
- (c) 論理的で説得力のある発表か

(授賞)

第4条 受賞者には大会において表彰状を授与する。